

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 2 年 5 月 28 日

議席番号 10 番

質 問 者 白石えつ子

東村山市議会議長 あて

記

1. 「児童虐待を見過ごさないまちに」

新型コロナ禍により、学校休校・外出自粛などが継続し自宅で過ごす時間が増加し、地域での見守り等の機会も減少し、児童虐待等のリスクが高まっている現状があります。子どものいのちが脅かされることなく、地域で見守られ、育ちあう環境が今後も望まれます。厚労省では虐待防止対策として「子どもの見守り強化アクションプラン」を打ち出しました。本市の児童虐待相談対応の現状やアクションプランをどう児童虐待防止に生かしていくのか以下質問します。

1. 2019 年度と 2020 年度 2 月～4 月の児童虐待相談件数を比較した本市の動向をどう分析しているか、法律（児童福祉法・虐待防止法）が一部改正されたことで重要視している対策など伺う。
2. 2019 年度・2020 年度を比較し性的虐待・保護の拒否（ネグレクト）・身体的虐待・心理的虐待（DV 含む）の割合を伺う。特に心理的虐待に DV があった場合の多職種の連携や母子の保護・措置・ケアはどう継続されているのか伺う。
3. 学校休校中に自宅にいることが難しい子ども達をうけ入れる居場所事業が、学校内で継続的におこなわれました。学校を一部開放し行った居場所事業の成果と課題はどのようなだったか、虐待防止につながった側面はあったか、障がいの子どもの育てる保護者への支援などはどのようにされたのかを伺う。
4. 子ども相談室でも面会や訪問ができない中で、相談件数が急激に増加したと思われま。虐待などの相談や子どもからの相談を受け付けていたが、相談

内容や継続的な支援や緊急性がある場合の所管を超えた連携や対応を伺う。

5. 「子どもの見守りアクションプラン」について概要はどのようなか。

- ①実施主体、支援対象児童・特定妊婦等の状況把握
- ②実施方法、国等の支援
- ③要保護児童対策地域協議会の役割について

6. 全庁的に取り組まれている児童虐待防止対策を進めるため市長メッセージとして[体罰や虐待によらない子育て]を打ち出されましたが、新型コロナ禍で誰もが子育てや生きていくことに不安を感じざる得ない状況に置かれています。その気持ちに寄り添い、子どもの最善の利益や意見表明権をどう保障していくのか、アクションプランの実施も含め、今後の方向性、対策等について見解を市長に伺います。

2. ヤングケアラー（介護者）に支援の手を！

新型コロナ禍の影響で、外出自粛等などにより、家族の介護負担が増え、学業や将来に不安を抱えている子どもたちが身近にいます。今後到来する少子超高齢化社会を見据え、介護を家庭だけの問題とせず、誰にも起こりうることと受け止めていくことが必要です。そして、介護者自身が、ケアラー・ヤングケアラーであることに気づいていない現状を変えていくことも求められています。現状を把握するための課題や問題点は、その改善策は何か、以下、質問していきます。

1. ケアラー、ヤングケアラーとはどのような状況をいうのか伺う。
2. 障がいや精神疾患やがん疾患などを持たれている家族がいる場合、情緒面でのケアが必要です。児童・生徒への学校の対応と課題は何か伺う。
3. 家族介護を優先しているため、学ぶ権利が阻害され、学業に支障をきたしていると思われるヤングケアラーが潜在的にいます。高校生では、5人に1人がケアラーとの調査結果も公表されています。何等かの疾患があることで、働くことができず貧困に陥っている場合もあります。福祉面での専門性を持ったケースワーカーやソーシャルスクールワーカーの連携などはどう取られているか、現時点での課題や問題点は何か伺う。

4. 社会的養護の子ども達も、ヤングケアラーの可能性がります。介護者であることを知る現状把握には「ケアラーアセスメント」調査が必要です。行う予定は、あるか伺う。
5. 新型コロナ禍で、医療的ケア児や難病患者や障がい者の人達は介護者と共に、感染のリスクを抱えています。万が一家族の誰かが感染した場合の現時点での対策を伺う。
6. ヤングケアラーを含め、生活面や情緒面でのケアが必要な子ども達などが気軽に集まれる居場所が学校内に地域にあれば、顔が見えることで安心して過ごせる空間になると思います。実例として西東京市では、中学校放課後カフェを子どもたちが中心になり、地域の大人がサポートする形で定期的に行っています。東村山市にも多様な価値観の子ども達が主体的に関われる居場所事業対策の考えはあるか見解を教育長に伺います。